

証券コード 2152

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目11番17号

幼児活動研究会株式会社

代表取締役社長 山 下 孝 一

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.youji.co.jp/contents/ir/ircontents/soukai.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区海岸1丁目11番2号
アジュール竹芝 16F「曙」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第53期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

総会ご出席の株主様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の増加により緩やかな回復基調にあるものの、資源・エネルギー高や物価上昇の継続による個人消費への懸念、アメリカの政権交代による政策動向など先行き不透明な状況が続いております。

このようななかで当社では、主力である課外クラブの新規獲得に向けて2歳児クラスの拡大に努めた結果、課外クラブ会員数も前事業年度末を上回ることができました。また、イベント企画業務、障がい児向けの体育教育指導を行う療育事業も好調で、売上高は前事業年度を上回ることができました。

今後もお客さまの声に耳を傾け、よりよい指導サービスの向上に努めてまいります。

このような事業環境を背景に、当事業年度における売上高は、7,073百万円（前期比1.8%増）、経常利益1,240百万円（前期比10.5%減）、当期純利益872百万円（前期比9.6%減）となりました。

当事業年度の1株当たり当期純利益は80円75銭となりました。前事業年度における1株当たり当期純利益は89円34銭でした。

**正課体育指導業務：**正課体育指導業務におきましては、実施会場数が前事業年度末の1,253園から26園増加し、当事業年度末は1,279園となりました。

これらの結果、売上高は1,085百万円となりました。

**課外体育指導業務：**課外体育指導業務におきましては、スポーツクラブ、サッカークラブ、新体操クラブの会員数は、前事業年度末の67,702名から、当事業年度末は67,955名となりました。課外クラブの新規獲得と2歳児クラスの拡大に努めました。

これらの結果、売上高は5,248百万円となりました。

**イベント企画業務：**イベント企画業務におきましては、主に当社の課外体育指導業務の会員を対象とした遠足、合宿、冬期のスキー・スケート教室やドッジボール大会、新体操発表会、サッカー大会等を全国各地で開催いたしました。

これらの結果、売上高は347百万円となりました。

**その他業務：**その他業務におきましては、障がい児向けの体育教育指導を行う療育事業や幼児・学童向けの学習塾等を運営し、地域のお客さまにご満足いただける保育サービスの普及に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は109百万円となりました。

**コンサルティング業務：**コンサルティング業務におきましては、コンサルティング契約件数は、前事業年度末の220件から1園増加し、当事業年度末は221件となりました。組織再編により人員の配置を見直し、園発展のための総合的なサポート指導、個別研修に注力しました。その結果、コンサルティング関連事業に係る売上高は282百万円となりました。

業務の種類別売上高、契約園数及び会員数

| 項目                 | 期別 | 2023年度<br>第52期 |        | 2024年度<br>(当事業年度)<br>第53期 |        |
|--------------------|----|----------------|--------|---------------------------|--------|
|                    |    | 経営成績他          | 構成比    | 経営成績他                     | 構成比    |
| 正課体育指導業務売上高(百万円)   |    | 1,068          | 15.4%  | 1,085                     | 15.3%  |
| 実施会場数(園)           |    | 1,253          |        | 1,279                     |        |
| 課外体育指導業務売上高(百万円)   |    | 5,254          | 75.6%  | 5,248                     | 74.2%  |
| 会員数(人)             |    | 67,702         |        | 67,955                    |        |
| イベント企画業務売上高(百万円)   |    | 265            | 3.8%   | 347                       | 4.9%   |
| その他業務売上高(百万円)      |    | 84             | 1.2%   | 109                       | 1.5%   |
| コンサルティング業務売上高(百万円) |    | 277            | 4.0%   | 282                       | 4.0%   |
| 契約件数(件)            |    | 220            |        | 221                       |        |
| 売上高合計(百万円)         |    | 6,951          | 100.0% | 7,073                     | 100.0% |

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資は、50百万円であります。主な内容は、パソコン及び複合機46百万円、業務系システムへの投資2百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、私立幼稚園・保育園・こども園及び園児を主要顧客とする企業であります。子供の人口だけに着目した場合、将来的な少子化傾向が確実な状況にあるなか、市場は縮小傾向に向かっていますが、一方で少子化は子供の希少価値を高めることとなり、必要とされる商品やサービスにおいて、高付加価値・高品位・高品質のものが求められる傾向にあると考えております。

このようななかで、当社は、これまで以上に高付加価値・高品位・高品質のサービスの開発・提供に取り組んでまいります。また、お客さまの高度なニーズに応えるためには、サービスを展開する指導スタッフの水準をさらに高める必要があります。そのための人材育成につきましても、研修体制の充実を図ることにより全社的な指導レベルの向上に努め、より総合的かつ多角的で内容の豊富なサービスの提供を積極的に展開し、ますます他社との差別化を図り、高収益体質を確立してまいります。

それぞれの対処すべき課題は次のとおりであります。

##### ① 事業の確立

###### (イ) 正課体育指導業務

お客さまの要望が多様化している現在、お客さまのニーズにいかに応えるか、的確な情報の入手がますます重要となっております。これまで「コスモ」のブランドで親しまれ評価いただいている既存のサービスに安住することなく、さらに高付加価値なサービスを開発・提供することで、既存顧客の安定化と新規顧客の開拓を推進していくことが最重要課題であります。

そのために当社は、既存のサービスにおいては、さらなる高付加価値化を図り、それら付加価値を加味した売上の拡張を目指します。この達成のため、社員研修の徹底を図り、契約各園の期待に応えられる人材の育成に努めてまいります。

###### (ロ) 課外体育指導業務

各会場あたりの会員数の増員を図り、園児数に対する会員比率を高めることが最重要課題であります。保護者に対して、幼児体育の必要性を啓蒙し、目に見える成果を実践してまいります。また、合同練習会、総合・個別研修会を通じて指導者の資質に差異が生じないように取り組んでまいります。

#### (ハ) イベント企画業務

今後も安全対策とその保持を最優先にし、季節性・地域性などを考慮した当社ならではの特色を打ち出したイベントを提供することで、さらなるサービスの向上に努めてまいります。また、変化の激しい時勢におきましては、利用者は常に目新しいものを求めてきますので、これらのニーズに的確に応えるべく新たなイベントの開発・提供を推進してまいります。

イベント企画業務におきましては、課外体育指導業務のスポーツクラブ、サッカークラブ、新体操クラブの会員の入会促進と退会の抑制に結びつくような魅力あるものにしてまいります。

#### (ニ) その他業務

その他業務の中では、特に、障がい児向けの体育教育指導を行う療育事業や保育事業において培ったノウハウは、私立保育園・こども園への正課体育指導契約の獲得や正課体育指導契約園に対する高付加価値サービスの提供に積極的に役立ててまいります。これらのことを通じてよりきめ細やかな保育プログラムの開発に努めてまいります。

#### (ホ) コンサルティング関連事業

幼稚園・保育園・こども園に対する経営及び教育サポートを積極的に展開していくことで、幼稚園・保育園・こども園の特色を打ち出し、園児数の増加に貢献できるよう努めてまいります。また、幼稚園・保育園・こども園の職員向け研修を職員の経験年数に応じて段階的に実施したり、全国展開を行う当社ならではの情報量を駆使して顧客満足度を高め、幼稚園・保育園・こども園が自らの質を高められるよう努めてまいります。

### ② 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、成長を維持し、継続的に企業価値を高めていくためには、事業規模に相応しい内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後、内部管理体制の強化をさらに図るとともに、リスク管理を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

### ③ 危機管理体制の強化

当社は、事業運営に係るリスクが顕在化した際に事業継続を短期間で可能とするための体制構築を進めております。当社が保有するシステムを物理サーバから仮想サーバへ移行することにより、システムの安定稼働を図っております。また、セキュリティ強化を実施していくことで危機管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

④ 資金調達手段の多様化と財務基盤の健全性確保

当社は、持続的成長のために、財務基盤の健全性を確保しつつ、資金調達手段の多様化に取り組んでまいります。

⑤ 経営戦略面での取り組み

当社は、経営戦略の一端として、幼稚園・保育園・こども園等の経営並びに運営面でのサポートを通じて、当社の経営理念及び教育プログラムの網羅的浸透を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分        | 2021年度<br>第50期 | 2022年度<br>第51期 | 2023年度<br>第52期 | 2024年度<br>(当事業年度)<br>第53期 |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高      | 6,614          | 6,917          | 6,951          | 7,073                     |
| 経 常 利 益    | 1,399          | 1,491          | 1,387          | 1,240                     |
| 当 期 純 利 益  | 954            | 1,079          | 965            | 872                       |
| 1株当たり当期純利益 | 88円38銭         | 99円95銭         | 89円34銭         | 80円75銭                    |
| 総 資 産      | 11,187         | 12,095         | 12,754         | 13,491                    |
| 純 資 産      | 7,896          | 8,752          | 9,601          | 10,278                    |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、幼児体育指導関連事業、並びにコンサルティング関連事業により構成されております。このうち、幼児体育指導関連事業においては、幼稚園、保育園及びこども園の保育の一環として行う正課体育指導、幼児及び児童を対象とした課外体育指導、障がい児向けの体育教育指導を行う療育事業や小規模保育事業の経営等を行い、コンサルティング関連事業においては、幼稚園、保育園及びこども園に対する経営指導並びに運営指導等を行っております。

**正課体育指導業務：**幼稚園、保育園及びこども園が保育時間内(正課)に行う体育の授業に関し、契約に基づいて指導を行っております。具体的には、各園の意向・基本方針をふまえて、運動会等の構成企画をはじめ、1年間のカリキュラムの策定のアドバイスを行うと同時に、楽しく健全で効果的な授業が行えるよう、当社社員が各園に赴いて直接指導にあたっております。

**課外体育指導業務：**幼稚園、保育園及びこども園の施設を借用して、園児から卒園児である小学生を対象にスポーツクラブ、サッカークラブ、新体操クラブ等を主宰する事業を運営し、独自のカリキュラムに従って体育指導を行っております。

**イベント企画業務：**上記課外体育指導の一環として、サッカー大会、遠足、合宿、冬期のスキー・スケート教室やドッジボール大会、新体操の発表会等のイベントを企画し実践しております。原則として、クラブ会員を対象に募集を行い、保護者は参加・同行いたしません。イベントの運営・引率・添乗等は、当社社員が行い、幼児・児童の躰や自律心を育むことを主目的に指導しております。

**その他業務：**障がい児向けの体育教育指導を行う療育事業や小規模保育事業、幼児・学童向けの学習塾等を運営し、地域にお住まいの方々にご満足のいただける保育サービスを提供しております。

**コンサルティング業務：**魅力的で元気な幼稚園・保育園・こども園づくりのための経営コンサルティング、教育コンサルティング、運営指導、園職員の研修、幼児教育に関するあらゆるコミュニケーション活動の企画及び印刷物の企画制作等を行っております。

## (8) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

当社

|      |   |                                               |
|------|---|-----------------------------------------------|
| 本社   | : | 東京都品川区西五反田二丁目11番17号                           |
| 支部   | : | (北海道) 札幌支部                                    |
|      |   | (青森県) 青森支部                                    |
|      |   | (山形県) 山形支部                                    |
|      |   | (宮城県) 仙台支部                                    |
|      |   | (栃木県) 宇都宮支部                                   |
|      |   | (福島県) 郡山支部、いわき支部                              |
|      |   | (群馬県) 高崎支部                                    |
|      |   | (新潟県) 新潟支部                                    |
|      |   | (埼玉県) 大宮支部、川越支部、春日部支部                         |
|      |   | (千葉県) 総武支部、柏支部、成田支部                           |
|      |   | (東京都) 東京支部、立川支部、蒲田支部、町田支部                     |
|      |   | (神奈川県) 横浜支部、湘南支部                              |
|      |   | (静岡県) 静岡支部、浜松支部                               |
|      |   | (山梨県) 甲府支部                                    |
|      |   | (長野県) 長野支部                                    |
|      |   | (愛知県) 名古屋支部、豊橋支部                              |
|      |   | (富山県) 富山支部                                    |
|      |   | (石川県) 金沢支部                                    |
|      |   | (福井県) 福井支部                                    |
|      |   | (京都府) 京都支部                                    |
|      |   | (奈良県) 奈良支部                                    |
|      |   | (大阪府) 大阪支部、堺支部                                |
|      |   | (兵庫県) 神戸支部、西宮支部                               |
|      |   | (和歌山県) 和歌山支部                                  |
|      |   | (広島県) 広島支部、福山支部                               |
|      |   | (福岡県) 北九州支部、福岡支部、久留米支部                        |
|      |   | (長崎県) 長崎支部                                    |
|      |   | (鹿児島県) 鹿児島支部                                  |
|      |   | (沖縄県) 沖縄支部                                    |
| 保育所  | : | (東京都) 五反田せせらぎ保育園                              |
| 塾    | : | (東京都) コスモアカデミー品川                              |
| 療育施設 | : | (東京都) コスモ療育クラブ ファミリア戸越店<br>コスモ療育クラブ ファミリア五反田店 |

**(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)**

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 575 (7)名 | 20名増 (-)  | 34.4歳 | 11.9年  |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、( ) 内に年間平均人員数を外数で記載しておりますが、平均年齢及び平均勤続年数の計算には、臨時従業員を含んでおりません。

**(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)**

該当事項はありません。

**(11) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,784,000株(自己株式981,450株を含む。)

(3) 株主数 1,204名

### (4) 大株主及びその持株数

| 株 主 名                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 山 善                   | 3,962,000株 | 36.68%  |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2 | 1,085,300株 | 10.05%  |
| 山 下 明 子                       | 1,020,160株 | 9.44%   |
| 光 通 信 株 式 会 社                 | 808,800株   | 7.49%   |
| コ ス モ 従 業 員 持 株 会             | 538,408株   | 4.98%   |
| 山 下 孝 一                       | 304,560株   | 2.82%   |
| 株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル           | 263,700株   | 2.44%   |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3 | 257,600株   | 2.38%   |
| アイザワ証券グループ株式会社                | 208,000株   | 1.93%   |
| 東京中小企業投資育成株式会社                | 200,000株   | 1.85%   |

(注)上記大株主の状況欄には、当社が保有する自己株式を除いております。当社は、自己株式を981,450株所有しており、発行済株式総数に対する割合は8.33%であります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当                 | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                     |
|-----------|---------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 山 下 孝 一 |                     | 株式会社山善取締役                                                                                                                                                    |
| 専 務 取 締 役 | 広 田 照 彰 |                     |                                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 川 田 伸   | 管 理 本 部 長           |                                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 久 賀 満 雄 | 事 業 本 部 長           |                                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 山 下 明 子 | 管理本部副本部長<br>兼事業管理部長 | 株式会社山善代表取締役社長                                                                                                                                                |
| 取 締 役     | 八 田 哲 夫 | コンサルティング<br>事業部部長   |                                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 大 野 俊 一 |                     | 株式会社リンクアンドモチベーション取締役<br>株式会社モチベーションアカデミア取締役<br>株式会社リンクダイニング取締役<br>株式会社リンクソシユール取締役<br>株式会社リンクアカデミー取締役<br>株式会社リンク・アイ取締役<br>株式会社リンク・インタラック取締役<br>オープンワーク株式会社監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 川 口 弘 之 |                     |                                                                                                                                                              |
| 監 査 役     | 山 崎 正 俊 |                     | 山崎法律事務所長                                                                                                                                                     |
| 監 査 役     | 曲 淵 博 史 |                     | 曲淵博史税理士事務所代表<br>株式会社グローバルパワー監査役<br>甲府倉庫株式会社監査役<br>株式会社CLホールディングス監査役                                                                                          |

- (注) 1. 取締役大野俊一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役山崎正俊及び曲淵博史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役曲淵博史氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び監査役全員は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、いずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人給分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は3名です。

また、当社の監査役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は1名です。

### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### (イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年2月5日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

#### (ロ) 決定方針の内容の概要

当社は創立以来「未来を背負う子供たちのため、日本社会人類世界に貢献する」を会社目標とし、その目標を実現するため、人を喜ばす社風が売上利益を生み出す源泉となる会社を目指し、人間として正しいか正しくないかを経営判断とし、社員と心をつなげて経営に携わっており、個々の取締役の報酬水準の決定にあたっては、人材の採用・育成・自己実現を通して、生きがいや働きがいという人間の心の豊かさを求めることができるよう、物心両面の幸福を追求した報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。

具体的には、当社取締役の報酬は、当該方針を反映し策定された取締役会報酬規程に基づき算出される月例の基本報酬（金銭報酬）により構成されており、各取締役の基本報酬は、役位、担当職務、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(ハ) 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役会は当該決定が当社の基本方針を踏まえて策定された取締役報酬規程に基づいて行われていることを確認していることから、上記(ロ)に記載の決定方針と整合するものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月25日開催の取締役会において代表取締役社長山下孝一に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨を決議しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の報酬額のうち、個人考課で決定される年次の加算額についてであり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会で各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等について協議を行い、代表取締役社長は当該協議の内容を踏まえ決定することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                 | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |          | 対象となる役員の員数(人) |
|----------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|---------------|
|                      |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |               |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 170,746<br>(2,400) | 170,746<br>(2,400) | —<br>(—) | —<br>(—) | 7<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 18,856<br>(4,800)  | 18,856<br>(4,800)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(2)      |

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大野俊一氏が兼務している他の法人等との間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

監査役山崎正俊氏が兼務している他の法人等との間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

監査役曲淵博史氏が兼務している他の法人等との間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

|          | 主な活動状況                                                                                                                                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 大野俊一 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席しており、取締役として培われた経験と見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を積極的に行っており、取締役及び経営陣幹部の監督強化に関しても重要な役割を果たしております。                                                       |
| 監査役 山崎正俊 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査役会7回のうち7回に出席しており、弁護士として培われた経験と見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を積極的に行っております。また、監査役会においては、社外監査役として実施した監査の報告並びに他の監査役の実施した監査に対する質問を適宜行い、監査体制の維持確保に努めております。 |
| 監査役 曲淵博史 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査役会7回のうち7回に出席しており、税理士として培われた経験と見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を積極的に行っております。また、監査役会においては、社外監査役として実施した監査の報告並びに他の監査役の実施した監査に対する質問を適宜行い、監査体制の維持確保に努めております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

21,000千円

#### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社では、健全かつ透明性の高い企業運営の実現に向けて、コンプライアンスの徹底を最重要課題の一つと捉えており、役職員は、経営計画書内に設けられた行動指針に基づき、常に企業倫理を意識し、社会人としての責務をわきまえながら職務の執行に当たります。
  - ・リスク管理規程において、役職員が法令及び定款を遵守すべきことを明文化し、同規程に基づき設置された、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を通じて、役職員の法令等遵守に対する取り組みの検討・調査・審議等に努めます。
  - ・コンプライアンス上の諸問題に対しては、経営会議を開催し、各部門長が問題の顕在化を未然に防止すべく情報の集約に努めます。また、これらの情報が速やかにリスク・コンプライアンス委員会に移管され、役職員を通じて全社レベルで協議・検討する体制を確保いたします。
  - ・代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び常勤監査役に報告いたします。
  - ・金融商品取引法において規定されるどころの財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、法令及び文書管理規程に従い適切に保存されます。
  - ・取締役及び監査役が、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるよう規定しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社では、取締役、監査役、事業部門及び管理部門のスタッフが毎月経営会議を開催し、災害や事故等、事業目的の達成を阻害する様々なリスクに関する情報を集約して報告するとともに、当該報告された事項をリスク・コンプライアンス委員会で協議、検討する体制を構築し、リスク管理を行っております。
  - ・また通常業務以外に発生する投資リスク、システムの運用上のリスク、システム開発リスクについては、投資委員会、システム運営委員会で協議、検討し、各々のリスクに対応、管理する体制になっております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は月に一回定期的に、又は必要に応じて適時開催され、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行について相互監督する旨、取締役会規則において規定されております。
  - ・ 取締役会規則に基づき、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行並びにその他の事項に関して、意見を述べることができます。
  - ・ 取締役の日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保いたします。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 関係会社は、経営上の自主性・機動性を確保しつつ、重要な決定事項については当社の取締役会の承認を受け、営業及び決算の状況については当社の代表取締役社長に対して適宜報告する旨、関係会社規程において規定されております。
  - ・ 内部監査室は、関係会社の会計監査及び業務監査を行い、その評価について代表取締役社長及び常勤監査役に報告いたします。
  - ・ 定期的に開催される経営会議には関係会社の管理職員が出席し、グループ会社全体を通じて、役職員のコンプライアンスに対する必要性・重要性の認識レベルを引き上げ、リーガルマインドの醸成に努めます。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、管理本部に所属する者を監査役を補助すべき使用人として指名することができます。
  - ・ 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限については、その職務を補助すべき範囲内において監査役に帰属するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ・ 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況について把握し、必要に応じて取締役からの報告を受け、これに対して意見を述べます。
  - ・ 監査役は、取締役から会社に著しい損害を及ぼす可能性のある旨の報告を受けた場合には、その調査の要否を協議し、それに伴い必要な助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置をとります。

- ・内部通報制度を導入し、常勤監査役を通報の窓口とすることで、役職者を通じて会社に著しい損害を及ぼす可能性について指摘できる体制を確保いたします。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は、上記⑦に掲げた事由以外においても、必要に応じて取締役と意見交換を行うとともに、内部監査室と連携を図り、内部監査を通じて明らかになった重要事項に関する報告を受け、また会計監査人と適宜協議する場を持ちます。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
  - ・総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、その責任者を総務部長といたします。
  - ・新規に取引を開始又は取引を継続する場合には、信用調査等を行い、反社会的勢力との関係がないことを確認する等の対策を徹底いたします。
  - ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築いたします。
  - ・反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び情報の一元的な管理体制を構築し、対応マニュアルを整備いたします。
  - ・反社会的勢力の排除に向け、不当行為に対する対応講習を受講する等の教育措置を講じます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社のコンプライアンス体制について
  - ・代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンス遵守状況等について報告を行い、問題点を洗い出し、その改善を図っております。
- ② 当社における業務の適正性について
  - ・内部監査室が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役社長に報告し、改善が必要な場合は指摘を行っております。
- ③ 取締役の職務の執行について
  - ・当事業年度は、取締役会を19回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役及び従業員の職務執行の監督を行いました。

④ 監査役の職務の執行について

・当事業年度は、監査役会を7回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤監査役は取締役会やその他重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

**(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針**  
該当事項はありません。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを剰余金の配当等に関する基本方針としております。当社は今後、配当性向30%以上を目指し、安定的な配当の継続並びに1株当たりの配当の増額に努めてまいります。毎事業年度における配当の回数につきましては、定時株主総会において1回、もしくは中間配当を含めた2回を基本的な実施方針としております。

当事業年度につきましては、前述の方針に基づき、1株当たり24円、配当総額259,261,200円としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,642,344</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>987,327</b>    |
| 現金及び預金          | 9,251,185         | 買掛金            | 84,956            |
| 売掛金             | 239,029           | 未払金            | 143,918           |
| 商物品             | 1,860             | 未払費用           | 53,911            |
| 貯蔵品             | 2,117             | 未払法人税等         | 218,980           |
| その他の            | 149,270           | 前受金            | 88,331            |
| 貸倒引当金           | △1,118            | 賞与引当金          | 245,723           |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,849,381</b>  | その他            | 151,507           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>334,708</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>2,225,951</b>  |
| 建物              | 48,036            | 退職給付引当金        | 1,965,152         |
| 構築物             | 0                 | 長期未払金          | 260,799           |
| 工具、器具及び備品       | 50,113            |                |                   |
| 土地              | 236,558           |                |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>70,634</b>     |                |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,444,038</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>3,213,279</b>  |
| 投資有価証券          | 2,505,930         | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 繰延税金資産          | 516,875           | <b>株主資本</b>    | <b>9,832,347</b>  |
| 保険積立金           | 267,666           | 資本金            | 513,360           |
| 投資不動産           | 82,100            | 資本剰余金          | 365,277           |
| その他             | 71,465            | 資本準備金          | 365,277           |
|                 |                   | 利益剰余金          | 9,860,820         |
|                 |                   | 利益準備金          | 15,666            |
|                 |                   | その他利益剰余金       | 9,845,153         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△907,110</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 446,099           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 446,099           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>10,278,446</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,491,726</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>13,491,726</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 7,073,691 |
| 売 上 原 価               | 4,728,730 |
| 売 上 総 利 益             | 2,344,961 |
| 販売費及び一般管理費            | 1,180,533 |
| 営 業 利 益               | 1,164,427 |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 6,176     |
| 受 取 配 当 金             | 31,818    |
| 受 取 賃 貸 料             | 1,412     |
| 受 取 手 数 料             | 24,306    |
| 補 助 金 収 入             | 3,447     |
| 受 取 和 解 金             | 1,959     |
| そ の 他                 | 8,180     |
|                       | 77,301    |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 不 動 産 賃 貸 原 価         | 746       |
|                       | 746       |
| 経 常 利 益               | 1,240,982 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,240,982 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 398,015   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △29,361   |
| 当 期 純 利 益             | 872,328   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |            |                   |            |              |                   |          | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|------------|-------------------|------------|--------------|-------------------|----------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金  |                   | 利 益 剰 余 金  |              |                   | 自己株式     |             |
|                         |         | 資 本<br>準備金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他<br>利益剰余金 | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |          |             |
| 当 期 首 残 高               | 513,360 | 365,277    | 365,277           | 15,666     | 9,221,284    | 9,236,950         | △907,057 | 9,208,530   |
| 当 期 変 動 額               |         |            |                   |            |              |                   |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |            |                   |            | △248,459     | △248,459          |          | △248,459    |
| 当 期 純 利 益               |         |            |                   |            | 872,328      | 872,328           |          | 872,328     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |            |                   |            |              |                   | △52      | △52         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |            |                   |            |              |                   |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -          | -                 | -          | 623,869      | 623,869           | △52      | 623,816     |
| 当 期 末 残 高               | 513,360 | 365,277    | 365,277           | 15,666     | 9,845,153    | 9,860,820         | △907,110 | 9,832,347   |

|                         | 評価・換算差額等                  |                        | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------|---------------------------|------------------------|------------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 392,729                   | 392,729                | 9,601,260  |
| 当 期 変 動 額               |                           |                        |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                           |                        | △248,459   |
| 当 期 純 利 益               |                           |                        | 872,328    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                           |                        | △52        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 53,369                    | 53,369                 | 53,369     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 53,369                    | 53,369                 | 677,186    |
| 当 期 末 残 高               | 446,099                   | 446,099                | 10,278,446 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。  
建物及び構築物 3～47年  
工具、器具及び備品 3～8年
- ② 無形固定資産……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。また、当社の取引に関する支払条件は、通常、1カ月のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。取引価格は顧客との契約において約束された対価によって算定しております。

#### ① 正課体育指導業務

正課体育指導業務に係る収益は、幼稚園、保育園及びこども園が保育時間内(正課)に行う体育の授業に関し、顧客との契約に基づいて指導サービスを提供する履行義務を負っております。当該指導契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ② 課外体育指導業務

課外体育指導業務に係る収益は、園児から卒園児である小学生を対象にスポーツクラブ、サッカークラブ、新体操クラブ等を主宰する事業を運営し、顧客との契約に基づいて指導サービスを提供する履行義務を負っております。当該指導契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ③ イベント企画業務

イベント企画業務に係る収益は、課外体育指導業務の一環として、サッカー大会、遠足、合宿、冬期のスキー・スケート教室やドッジボール大会、新体操の発表会等のイベントを企画し、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務はイベントを提供する一時点において、顧客が資産に対する支配を獲得して充足されると判断し、イベント提供時点で収益を認識しております。

#### ④ その他業務

その他業務における収益は、障がい児向けの体育教育指導を行う療育事業や幼児・学童向けの学習塾等を運営し、顧客との契約に基づいて指導サービスを提供する履行義務を負っております。当該指導契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ⑤ コンサルティング業務

コンサルティング業務における収益は、幼稚園、保育園、こども園の経営コンサルティング、教育コンサルティング、運営指導、園職員の研修に関し、顧客との契約に基づいてコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っております。当該コンサルティング契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

#### (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 516,875 |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、過去3年及び当期の各事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないことから、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当すると判断し、スケジューリング可能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産を回収可能と見積もっております。

上述の判断を行うにあたって、「少子化の進行における会社の事業及び業績への影響は限定的」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。

当該仮定に変化が生じた場合には、上述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。しかし、期末日においては、当該仮定の変更が必要となるような重要な経営環境の悪化を予見する事実はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 387,402千円

2. 国庫補助金等に関する件

国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,179千円であり、その内訳は次のとおりであります。

建物附属設備 1,179千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,784,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基 準 日          | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2024年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 248,459    | 23          | 2024年<br>3月31日 | 2024年<br>6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基 準 日          | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|----------------|----------------|
| 2025年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 259,261    | 利益剰余金 | 24          | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月25日 |

3. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(1) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 981,412        | 38            | —             | 981,450       |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 38株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び負債の発生 of 主な原因別内訳

(単位：千円)

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 繰延税金資産       |                 |
| 退職給付引当金      | 618,830         |
| 賞与引当金        | 75,240          |
| 未払費用         | 11,210          |
| 減損損失         | 35,002          |
| 資産除去債務       | 6,956           |
| 未払事業税        | 6,509           |
| 事業所得税        | 897             |
| その他          | 395             |
| 繰延税金資産小計     | <u>755,043</u>  |
| 評価性引当金       | <u>△32,836</u>  |
| 繰延税金資産合計     | <u>722,206</u>  |
| 繰延税金負債       |                 |
| その他有価証券評価差額金 | <u>△205,331</u> |
| 繰延税金負債合計     | <u>△205,331</u> |
| 繰延税金資産の純額    | <u>516,875</u>  |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。またデリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、長期保有を目的とする株式及び満期保有目的の債券で構成されており、価格変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期未払金は、主に役員退職慰労金の打切支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は経理規程に従い、営業債権について営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(株価の変動リスク)の管理

当社の保有する有価証券は、月次ベースで時価評価を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額      |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 売掛金      | 239,029   | 239,029   | —       |
| 投資有価証券   |           |           |         |
| 満期保有目的債券 | 1,700,000 | 1,686,003 | △13,996 |
| その他有価証券  | 805,930   | 805,930   | —       |
| 資産計      | 2,744,960 | 2,730,964 | △13,996 |
| 買掛金      | 84,956    | 84,956    | —       |
| 未払金      | 143,918   | 143,918   | —       |
| 長期未払金    | 260,799   | 260,799   | —       |
| 未払法人税等   | 218,980   | 218,980   | —       |
| 負債計      | 708,655   | 708,655   | —       |

(注)金融債権及び満期がある有価証券の当期末決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|          | 1年以内      | 1年超5年以内   | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|-----------|-----------|----------|------|
| 現金及び預金   | 9,251,185 | —         | —        | —    |
| 売掛金      | 239,029   | —         | —        | —    |
| 満期保有目的債券 | —         | 1,400,000 | 300,000  | —    |
| 合計       | 9,490,214 | 1,400,000 | 300,000  | —    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 時価      |      |      |         |
|--------|---------|------|------|---------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 |         |      |      |         |
| 其他有価証券 | 805,930 | —    | —    | 805,930 |
| 資産計    | 805,930 | —    | —    | 805,930 |

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分       | 時価   |           |      |           |
|----------|------|-----------|------|-----------|
|          | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券   |      |           |      |           |
| 満期保有目的債券 | —    | 1,686,003 | —    | 1,686,003 |
| 売掛金      | —    | 239,029   | —    | 239,029   |
| 資産計      | —    | 1,925,033 | —    | 1,925,033 |
| 買掛金      | —    | 84,956    | —    | 84,956    |
| 未払金      | —    | 143,918   | —    | 143,918   |
| 長期未払金    | —    | 260,799   | —    | 260,799   |
| 未払法人税等   | —    | 218,980   | —    | 218,980   |
| 負債計      | —    | 708,655   | —    | 708,655   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している満期保有目的債券は、リスクフリーレートを加味した割引率のインプットを用いて、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法で算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

売掛金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金、長期未払金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント        |                  |           | その他 | 合計        |
|-----------------------|----------------|------------------|-----------|-----|-----------|
|                       | 幼児体育指導<br>関連事業 | コンサルティング<br>関連事業 | 計         |     |           |
| 正課体育指導業務売上高           | 1,085,328      | —                | 1,085,328 | —   | 1,085,328 |
| 一時点で充足される履行義務         | —              | —                | —         | —   | —         |
| 一定期間にわたり充足される<br>履行義務 | 1,085,328      | —                | 1,085,328 | —   | 1,085,328 |
| 課外体育指導業務売上高           | 5,248,360      | —                | 5,248,360 | —   | 5,248,360 |
| 一時点で充足される履行義務         | —              | —                | —         | —   | —         |
| 一定期間にわたり充足される<br>履行義務 | 5,248,360      | —                | 5,248,360 | —   | 5,248,360 |
| イベント企画業務売上高           | 347,861        | —                | 347,861   | —   | 347,861   |
| 一時点で充足される履行義務         | 347,861        | —                | 347,861   | —   | 347,861   |
| 一定期間にわたり充足される<br>履行義務 | —              | —                | —         | —   | —         |
| その他業務売上高              | 109,445        | —                | 109,445   | —   | 109,445   |
| 一時点で充足される履行義務         | —              | —                | —         | —   | —         |
| 一定期間にわたり充足される<br>履行義務 | 109,445        | —                | 109,445   | —   | 109,445   |
| コンサルティング業務売上高         | —              | 282,695          | 282,695   | —   | 282,695   |
| 一時点で充足される履行義務         | —              | —                | —         | —   | —         |
| 一定期間にわたり充足される<br>履行義務 | —              | 282,695          | 282,695   | —   | 282,695   |
| 顧客との契約から生じる収益         | 6,790,996      | 282,695          | 7,073,691 | —   | 7,073,691 |
| 外部顧客への売上高             | 6,790,996      | 282,695          | 7,073,691 | —   | 7,073,691 |

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の期首残高 78,423千円

契約負債の期末残高 88,331千円

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度の期首現在の契約負債残高のうち、全額を当事業年度の収益として認識しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県横浜市において、賃貸用の土地を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額 | 時価     |
|----------|--------|
| 82,100   | 87,400 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による評価額によっております。なお、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

951円48銭

2. 1株当たり当期純利益

80円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

幼児活動研究会株式会社  
取締役会 御中

### PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩崎 亮一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩瀬 哲朗 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、幼児活動研究会株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

幼児活動研究会株式会社 監査役会

常勤監査役 川口 弘之 ㊟

社外監査役 山崎 正俊 ㊟

社外監査役 曲 渕 博史 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 24円

なお、この場合の配当総額は 259,261,200円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山崎正俊氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

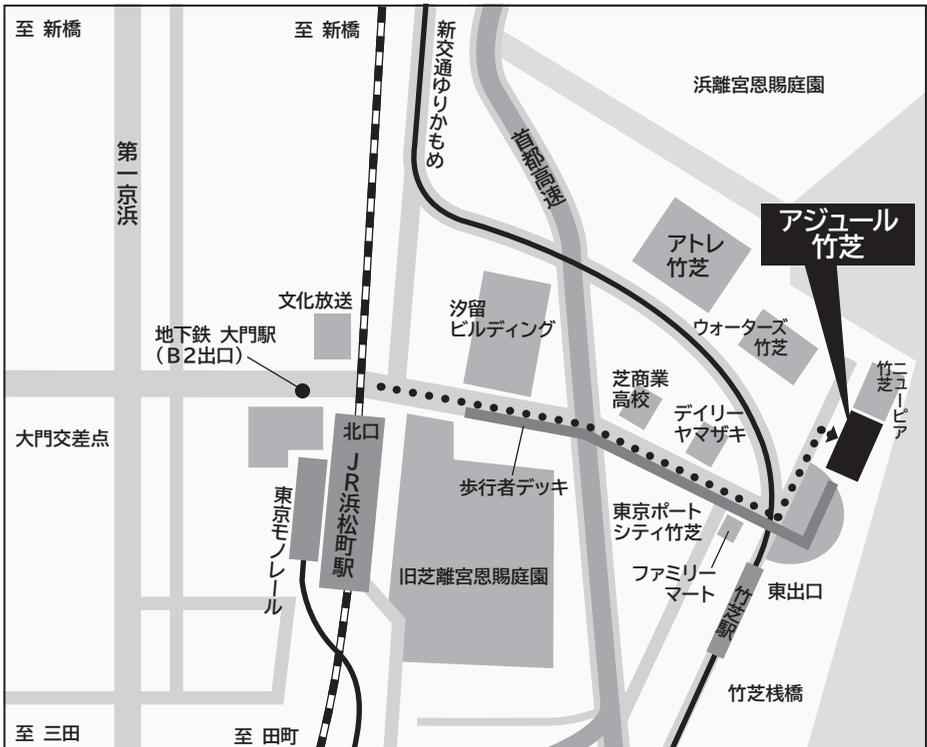
| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| やまざき まさとし<br>山崎正俊<br>(1946年9月7日) | 1978年8月 司法試験合格<br>1979年4月 司法研修所入所<br>1981年4月 日本弁護士連合会・東京弁護士会入会<br>1982年4月 山崎法律事務所 所長(現任)<br>2009年6月 当社監査役(現任) | 一株          |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎正俊氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. (1)社外監査役候補者の選任理由及び独立性について  
山崎正俊氏につきましては、弁護士としての長年の経験と実績を通じて得られた専門知識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。  
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって16年となります。
- (2)社外監査役としての職務を遂行することができる判断する理由について  
山崎正俊氏は、弁護士としての長年の経験から社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 山崎正俊氏は、当社定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区海岸 1丁目11番2号  
アジュール竹芝 16F「曙」  
電話番号 03-3437-5566（事務所）
- 交 通 JR・東京モノレール 浜松町駅 北口 徒歩7分  
都営大江戸線・都営浅草線 大門駅 B2出口 徒歩8分  
新交通ゆりかもめ 竹芝駅 徒歩1分



・総会ご出席の株主様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。